

## 南丹市金入設計書の情報提供に関する要綱 Q & A

平成30年8月10日 制定  
令和 2年9月25日 改正

- 1 Q 申請書のデータを入手することはできるか。  
A 南丹市ホームページ ([http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/007/000/index\\_42488.html](http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/007/000/index_42488.html)) に掲載しておりますので、御活用ください。
- 2 Q どのような手段で申請すればよいか。  
A 持参又は郵送のほか、メール又はFAXでの送信についても受け付けます。ただし、メール又はFAXでの送信の場合、次の事項に御留意ください。  
**【メールの場合】**
  - ・ 送信先アドレス [soumuka@city.nantan.lg.jp](mailto:soumuka@city.nantan.lg.jp)
  - ・ 必ずメールの題名を『金入設計書情報提供申請書』としてください。
  - ・ 市の情報セキュリティの関係上、添付ファイルが削除されることがあります。そのときは、電話連絡しますので、必ずメール本文に電話番号を記載してください。**【FAXの場合】**
  - ・ 送信先番号 0771-63-0653 (総務部総務課あて)
- 3 Q 契約締結された工事に係る金入設計書が申請対象とのことだが、当該工事の落札者でないため、契約の状況がわからない。その場合、どの時点で申請書を提出すればよいか。  
A 当該工事に係る入札の開札後に提出していただいてもかまいません。ただし、受付の日付は契約締結日とさせていただきます。
- 4 Q 平成30年8月31日以前に入札公告された工事の金入設計書の提供に係る手続はどうなるのか。  
A 従来どおり南丹市情報公開条例に基づく情報公開請求をしていただくこととなります。
- 5 Q 設計変更があった場合の当該変更後の金入設計書の提供に係る手続はどうなるのか。  
A 南丹市情報公開条例に基づく情報公開請求をしていただくこととなります。
- 6 Q 提供に係る手数料はいくらか。  
A 手数料はかかりません。ただし、CD-R (100円/1枚) 及び送料 (送付を希望される場合のみ) の実費分を御負担いただきます。
- 7 Q 申請をした場合、何日後に提供されるのか。  
A 申請書の受付後、15日以内 (受付日を含む。) に提供の可否決定をします。
- 8 Q 土地区画整理組合が施工する工事に係る金入設計書も提供の対象となるか。  
A 対象となります。
- 9 Q 工事の契約日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年を経過した工事に係る金入設計書は、提供の対象外とのことだが、具体的な期日を用いて例示されたい。  
A 例えば、令和2年度中に契約が完了した工事に係る金入設計書は、令和6年4月1日から提供の対象外となります。